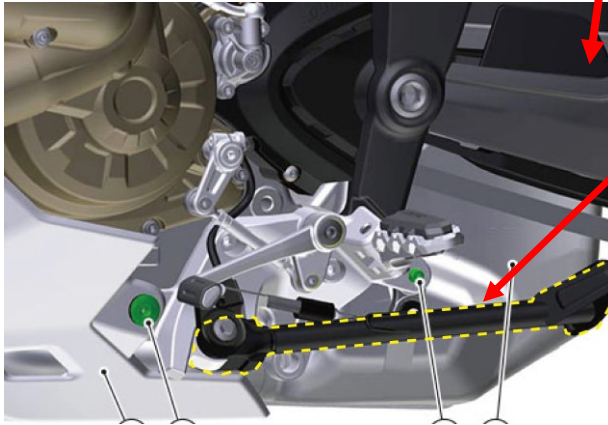


改善箇所説明図

基準不適合発生箇所



サイドスタンドアーム

サイドスタンドアーム (良品)



不具合発生箇所



基準不適合発生箇所

サイドスタンドにおいて、可動部(サイドスタンドアーム)のアーム支点と脚部の溶接が不適切なため、駐車中の車重に耐えられず、溶接部が破損するものがある。そのため、駐車中にサイドスタンドが外れ車両が転倒するほか、最悪の場合、走行中にサイドスタンドが脱落し、他の交通の妨げとなるおそれがある。

改善の内容

全車両、当該サイドスタンドアームを良品に交換する。

識別

改善実施車には外-3236のステッカーを貼付する。